

PM2.5高濃度時の宮城県における対応について

令和7年5月
環境生活部環境対策課

1 注意喚起について

県は、国の暫定的な指針値である日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがある場合として以下のとおり判断基準を定め、注意喚起を行う。

注意喚起の判断基準

(1) 「午前中の早めの時間帯での判断」

一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の午前5時から午前7時までの1時間値の平均値のうち、2番目に大きい値の測定局の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、かつ、午前8時の1時間値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。

また、午前中の注意喚起に至らなかった場合でも、以下の基準を超えた場合、午後からの活動に備えて、注意喚起を行う。

(2) 「午後からの活動に備えた判断」

一般局の午前5時から午前12時までの1時間値の平均値のうち、最大値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。

2 注意喚起の解除について

注意喚起の判断基準を超過した全ての一般局の1時間値が、午後5時までに2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善された場合、注意喚起を解除する。

また、上記の解除基準以下とならない場合は、当日の24時まで注意喚起を継続し、24時をもって自動的に解除する。

3 注意喚起及び解除のフロー及び通知方法

- ・注意喚起及び解除の連絡系統図は、別紙のとおりとする。
- ・環境対策課から関係機関に対する注意喚起及び解除の通知は、原則として電子メールによって行い、電話による送信連絡も併用する。
- ・注意喚起を行うことになった場合、午前の早めの時間帯での判断の場合は午前9時まで、午後の活動に備えての場合は午後1時までに関係機関あてに注意喚起情報を通知するとともに、県のホームページに掲載する。

【運用上の留意事項】

午前の早めの時間帯での判断において、2番目に大きい値の測定局の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えていない場合でも、一般局の平均値の動向から日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがある場合、注意喚起をすることがある。

また、以下のような場合には注意喚起しないことがある。

- ・判断基準を超えた同一測定局のSPMの平均値がPM2.5の平均値を下回る場合
- ・県内一般局のPM2.5及びSPM濃度の動向が低下の傾向を示している場合
- ・研究機関等から公表されている最新のシミュレーション※において、以後のPM2.5濃度が高濃度とならないことが予想される場合

※ 独立行政法人国立環境研究所大気汚染予測システム（VENUS）、九州大学応用力学研究
所気候変動科学分野他（SPRINTARS）、PM2.5分布予測（日本気象協会等）など

(別紙) PM2.5 の注意喚起及び解除のお知らせに係る連絡系統図

